

◇ スポーツ振興審議会条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>上尾市スポーツ推進審議会条例</u></p> <p><u>（設置）</u> 第1条 <u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号。次条において「法」という。）第31条の規定に基づき、上尾市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>（所掌事務）</u> 第2条 <u>審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。</u> <u>(1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。</u> <u>(2) スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。</u> <u>(3) スポーツの施設及び設備の整備及び運用の改善に関すること。</u> <u>(4) 地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等に関すること。</u> <u>(5) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。</u> <u>(6) スポーツとして行われるレクリエーション活動の普及奨励に関すること。</u> <u>(7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。</u></p> <p><u>（組織）</u> 第3条 <u>審議会は、15人以内の委員で組織する。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</u> <u>3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。</u></p> <p><u>（委嘱）</u> 第4条 <u>委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が市長の意見を聴いて委嘱する。</u> <u>(1) 市議会議員</u> <u>(2) 知識経験者</u> <u>(3) 市内スポーツ団体の代表者</u></p> <p><u>（任期）</u> 第5条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。</u> <u>3 委員は、再任されることができる。</u> <u>4 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>上尾市スポーツ振興審議会条例</u></p> <p><u>（設置）</u> 第1条 <u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「法」という。）第18条第2項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、上尾市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>（任務）</u> 第2条 <u>審議会は、法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツ振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。</u> <u>(1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。</u> <u>(2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。</u> <u>(3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。</u> <u>(4) スポーツの団体の育成に関すること。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。</u></p> <p><u>（組織）</u> 第3条 <u>《同左》</u></p> <p><u>（委嘱）</u> 第4条 <u>委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。</u> <u>(1) 市議会議員</u> <u>(2) 知識経験者</u> <u>(3) 市内スポーツ団体の代表者</u></p> <p><u>（任期）</u> 第5条 <u>《同左》</u></p>

改正後	改正前
<p>(会長等)</p> <p>第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選による。</p> <p>3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(会長等)</p> <p>第6条 ≪同左≫</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 ≪同左≫</p>

◇ 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

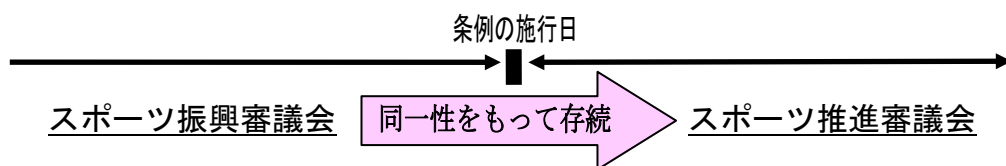
改正後	改正前																								
<p>(特別職の職員の範囲)</p> <p>第1条の2 特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)から(23) 略</p> <p>(24) スポーツ推進審議会委員</p> <p>(24)から(62) 略</p> <p>(63) スポーツ推進委員</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">24</td> <td>スポーツ推進審議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">63</td> <td>スポーツ推進委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	24	スポーツ推進審議会			略	略		略	略	63	スポーツ推進委員	略	<p>(特別職の職員の範囲)</p> <p>第1条の2 特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)から(23) 略</p> <p><u>(24) スポーツ振興審議会委員</u></p> <p>(24)から(62) 略</p> <p>(63) 体育指導員</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">24</td> <td><u>スポーツ振興審議会</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">63</td> <td><u>体育指導委員</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	24	<u>スポーツ振興審議会</u>			略	略		略	略	63	<u>体育指導委員</u>	略
24	スポーツ推進審議会																								
	略	略																							
	略	略																							
63	スポーツ推進委員	略																							
24	<u>スポーツ振興審議会</u>																								
	略	略																							
	略	略																							
63	<u>体育指導委員</u>	略																							

◇ 経過措置について

■附則第2項

2 第1条の規定による改正前の上尾市スポーツ振興審議会条例第1条の規定により置かれた上尾市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、第1条の規定による改正後の上尾市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第1条の規定により置かれた上尾市スポーツ推進審議会（以下「新審議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

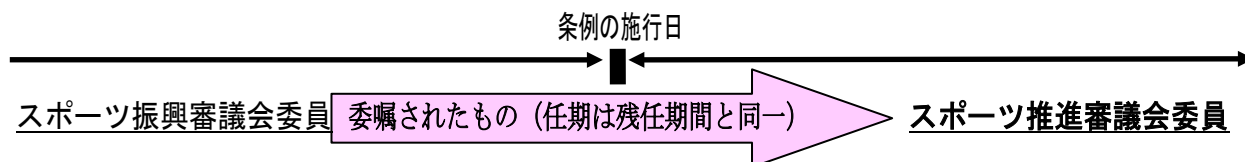
附則第2項は、新旧の審議会が同一性をもって存続することについて規定したものの。



■附則第3項

3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員又は臨時委員である者は、それぞれ施行日に、新条例第4条の規定により、新審議会の委員又は臨時委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附則第3項は、委員の身分と任期について規定したもので、条例の施行日において、スポーツ振興審議会委員である者は、スポーツ推進審議会委員として委嘱されたものとみなすとともに、その任期についてもスポーツ振興審議会委員としての任期の残任期間と同一のものとすることを規定したものの。



■附則第4項

4 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ施行日に、新条例第6条第2項の規定により、新審議会の会長又は副会長として新審議会において互選されたものとみなす。

附則第4項は、会長及び副会長の選任について規定したもので、条例の施行日において、スポーツ振興審議会会長及び副会長である者は、それぞれスポーツ推進審議会会長及び副会長として互選されたものとみなすことを規定したものの。

